

宇都宮市景観計画

2019年3月改定

本編



第1章 景観計画の背景・目的・位置付け

1 景観計画策定の背景と目的	1
(1) 景観計画策定の背景	1
(2) 景観計画の目的	2
(3) 景観計画の位置付け	2
(4) 計画期間	3
(5) 景観計画の対象区域	4
(6) 景観計画の構成	5
2 景観計画の性格と役割	7
(1) 景観計画の性格	7
(2) 景観計画の役割	7

第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

1 宇都宮市の景観特性	9
(1) 自然	9
(2) 郷土	15
(3) 都市	19
2 これまでの景観施策の現状と課題	27
(1) 市民・事業者の景観意識の高揚	27
(2) 市民主体・市民協働の景観形成	28
(3) 規制・誘導による景観形成	29
(4) 新たな魅力ある景観の創出	30

第3章 良好な景観形成に関する方針

1 良好な景観形成に向けた理念	31
2 市全域における景観形成の基本方針	32
(1) 協働による景観形成の方針	32
(2) 都市景観形成の方針	33
(3) 地域別の景観形成方針	35

第4章 良好な景観形成に向けた取組

1 景観形成に対する意識醸成	50
(1) 意識啓発の実施	50
(2) 次世代教育の実施	50
(3) 市民参加型の啓発イベントの開催	50
2 市民、事業者、市の協働による景観づくり	51
(1) 市民参加による景観づくりの促進	51
(2) 市民主体・市民協働による景観づくりの促進	51
(3) 景観形成の促進に向けた支援	51

3 規制・誘導による景観形成	52
(1) 良好な景観形成のための行為の制限	52
(2) 良好な屋外広告物景観の形成	58
(3) 公共施設における景観形成	58
4 宇都宮市らしい景観づくりの推進	59
(1) 特徴的な景観の保全・活用	59
(2) 景観に関わる施策事業等との連携	60
(3) 良好な景観の形成に重要な建造物等の保全	61

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

※景観計画区域である「市全域」や特に良好な景観形成を図る必要がある地域として指定した「景観形成重点地区」の行為の制限等は、別冊の【基準編】に掲載しています。

【基準編 目次】

第1章 市全域の行為の制限

1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
(6) 大谷地区	31
2 景観形成推進地区	37
(1) 中里原地区	37

第3章 景観重要公共施設

1 景観重要道路	41
(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路，宇都宮芳賀ライト レール線	41
(2) 大通り	45

第4章 景観整備機構

(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	48
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	49